

3 . 平成 2 1 年度監査報告書

3. 平成21年度監査報告書

平成22年5月24日

社団法人 情報処理学会

会 長 白鳥 則郎 殿

社団法人 情報処理学会

監 事 平山 雅之 

監 事 東野 輝夫 

平成21年度における社団法人情報処理学会の業務および財産の状況について、法令および定款に基づき監査を行いましたので、次の通り報告します。

1. 監査の方法の概要

- (1) 会計監査については、あすなる監査法人から別紙の報告を受け、財務諸表について検討を加えました。
- (2) 業務監査については、理事会および必要な委員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と認められる監査手続を用いて、理事の業務執行の妥当性を検討しました。

2. 監査意見

- (1) あすなる監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (2) 事業報告書の内容は、事実に従い、社団法人情報処理学会の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 理事の業務執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はないと認めます。

以 上


独立監査人の監査報告書

平成 22 年 5 月 24 日

社団法人 情報処理学会
会長 白鳥 則郎 殿

あすなろ監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士

中島 茂 

当監査法人は、社団法人情報処理学会の平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの平成 21 年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表（貸借対照表内訳表を含み会計区分を除く。）、正味財産増減計算書（正味財産増減計算書内訳表を含み会計区分を除く。）並びに附属明細書並びに財産目録（公益目的保有財産を除く。）（以下「財務諸表等」という。）について監査を行った。

この財務諸表等の作成責任は理事者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、社団法人情報処理学会の当該財務諸表等に係る期間の財産、正味財産増減の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 財務諸表に対する注記 2. 会計方針の変更(1)に記載されているとおり、法人は公益法人会計基準を採用した。
2. 財務諸表に対する注記 2. 会計方針の変更(2)に記載されているとおり、法人は管理費と事業費に共通する費用の配賦方法を変更した。

社団法人情報処理学会と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上